平成 27 年 8 月 28 日

第 12829 号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示					○予防接種を行う医師の承諾撤回2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス	事業者の打	旨定			○大規模小売店舗の変更の届出の分
	(長寿神	注会	課)	1	○政府調達に関する協定に係る入村
○介護保険法に基づく指定介護予防サー	ビス事業を	皆の	指		○平成27年度前期3級技能検定合格
定	([司)	1	○農用地利用配分計画の認可公告
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止	の届出				○第44回採石業務管理者試験公告
	([司)	1	○開発行為及び公共施設に関する□
○指定介護予防サービス事業者の事業の	廃止の届出	H			
	(]	可)	2	公安委員会
○土地収用法に基づく事業の認定	(監)	里	課)	2	○石川県公安委員会が行う交通の規
公 告					選挙管理委員会
○石川県土地利用基本計画の変更に係る	要旨の公表	長			○政治団体の届出の公表
	(企]	画	課)	4	○政治団体の届出事項の異動の届出
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康打	隹進	課)	4	○政治団体の解散の届出の公表
○予防接種を行う医師に係る公告	([可)	4	○資金管理団体でなくなった旨の届
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(]	可)	5	

○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(同)	5	
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経	営支担	爰課)	5	
○政府調達に関する協定に係る入札公告	(労作	動企画	画課)	6	
○平成27年度前期3級技能検定合格者公告	(同)	8	
○農用地利用配分計画の認可公告	(農	業政策	(意味)	10	
○第44回採石業務管理者試験公告	(河	Ш	課)	10	
○開発行為及び公共施設に関する工事の完	了公台	告			
	(建	築住年	芒課)	11	
公安委員会					
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一	部改	E		11	
選挙管理委員会					
○政治団体の届出の公表				13	
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表				14	
○政治団体の解散の届出の公表				14	
○資金管理団体でなくなった旨の届出の公	表			14	

告 示

石川県告示第425号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス 事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1760291128	医療法人 松原会	訪問看護ステーション のと	平成27年	訪問看護
1700231120		七尾市本府中町ワ部5番地	8月1日	即用有权

石川県告示第426号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定 した。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス 事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1760291128	医療法人 松原会	訪問看護ステーション のと	平成27年	介護予防訪問看護
1100201120		七尾市本府中町ワ部5番地	8月1日	71 10 1 17 10 11 17 11 10

石川県告示第427号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止した サービス の 種 類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1772300388	医療法人社団 きだ整形外	ケアミックスひまわり	通所介護	平成27年
1772300300	科クリニック	能美市大成町2丁目48-1	四// / / 改	6月30日

石川県告示第428号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止した サービス の 種 類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1772300388	医療法人社団 きだ整形外	ケアミックスひまわり	介護予防通	平成27年
1772300388	科クリニック	能美市大成町2丁目48-1	所介護	6月30日

石川県告示第429号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 起業者の名称
 - 野々市市
- 2 事業の種類

文化交流拠点施設整備事業

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

野々市市本町5丁目及び太平寺4丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、野々市市本町5丁目及び太平寺4丁目地内を起業地とする「文化交流拠点施設整備事業」(以下「本件事業|という。)である。

本件事業は、法第3条第22号に掲げる「社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館若しくは博物館又は図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館」及び同条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である野々市市は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、市立図書館及び市民学習センターの機能を併せ持ち、さらに憩いの広場を併設し、それぞれの機能を連携させた複合施設として計画されたものである。

現在の野々市市立図書館は、施設の広さや蔵書数が野々市市の人口規模に比して低い水準にあり、また、建物は建設から約46年が経過し、老朽化が著しく、耐震強度も不足している状況にある。このため、幅広い世代の学びや地域の情報拠点として、良好な図書館サービスの提供を行うための機能が十分に発揮されていない。

一方、市民の芸術・文化活動においては、創作活動の発表・展示イベントは、他用途のホール等が利用され、会場規模や仕様が発表・展示に最適なものでないため、年間の開催回数や期間が限定される状況にある。さらに、 創作活動等を行う場所は、仮設構造物による施設が使用されるなど今後の継続的かつ発展的な活動へ大きく影響を及ぼしている。

また、本件事業の実施に当たっては、来訪者を含め多くの市民に学びや憩いを通じて交流が促されるよう憩いの広場を併せて整備するものとしている。

本件事業の完成により、図書館施設は都市規模に見合う規模と機能が確保され老朽化が解消されて、図書館サービスの向上に寄与するものと認められ、年間を通じた展示等が行えるギャラリーや創作工房等の機能を備えた展示・発表及び創作活動の拠点が整備されて、市民の生涯学習活動の促進や、芸術文化の振興、及び市民交流の促進に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、保護のため特別な措置を講ずべき文化財及び動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

- (ア) 公共交通の利便性に優れるなど市の中心部にあり、一定の敷地面積が確保できること。
- (イ) 継続的な市民サービスの提供が可能で、他の公共施設との相乗効果が期待できる立地条件にあること。
- (ウ) 技術的に施工が可能であり、施設整備費等について経済性を有すること。

以上の条件により候補地として3箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が最も適切と認められる。

また、本件事業の実施に当たって事業計画策定前に、公募や各種団体の推薦による委員及び有識者等で構成される「(仮称) 野々市市新市立図書館・市民学習センター検討委員会」が設置され、施設に求められる機能等が適切に検討されているものと認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように図書館建物は狭隘で老朽化し、耐震強度が不足しており、また、芸術・文化の創作活動等の場所が十分でなく活動に影響を及ぼしている状況にあるため、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。また、市民や野々市市文化協会からも整備を望む要望が寄せられている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使 用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充 足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

野々市市産業建設部都市計画課

公

石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、 その要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

第12829号

変更の要旨

石川県土地利用基本計画に表示する農業地域の一部変更

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令 (昭和23年政令第197号) 第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及 び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を 承諾した市町	予防接種を行う主たる場所
业 公 去 却		小松士自用时用 1 委师 小野江医院
米 谷 充 弘	県内全域	小松市長田町甲1番地 小野江医院
朝倉有香	"	小松市園町ハ55番地 恵愛病院
山 田 真 平	"	<i>"</i>
橋 本 慎太郎	"	"

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接 種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う 医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を	予防接種を行う主たる場所			
	承諾した市町				
二階堂修	県内全域	金沢市平和町1丁目2番28号 あかつき診療所			
三宅泰人	"	小松市蛭川町西103番地1 明峰の里診療所			
齋 藤 麗 奈	"	"			
谷 中 惇	"	小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険小松市民病院			

大 汩	[真	史	"	能美市緑が丘11丁目71番地	医療法人社団和楽仁	芳珠記念病院
安井	丰 裕	子	"		"	

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名		予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
	大 下 陸 郎	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城 北診療所	平成27年7月31日
	勝木建一	小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメディ カルセンター健診センター	"

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
北 川 清 隆	小松市八幡イ12番地7 医療法人社団勝木会 やわたメディ カルセンター	平成27年7月31日

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 テックランド金沢福久店 金沢市南森本町ニ6番地2ほか15筆
- 2 変更する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 139台

(変更後) 位置 縦覧による。 収容台数 139台

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分(一部は、午後10時) まで

(変更後) 午前9時30分から午後10時30分まで

第12829号

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 5箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 3箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成27年8月28日

4 変更する理由

隔地駐車場返却のため

5 届出年月日

平成27年8月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成27年8月28日から同年12月28日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年12月28日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

香林坊アトリオ

金沢市香林坊1丁目1番1号

2 変更する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 721台

(変更後)位置 縦覧による。

収容台数 591台

3 変更する年月日

平成28年3月15日

4 変更する理由

顧客ニーズに対応するべく機械式駐車装置を改良平面化するため

5 届出年月日

平成27年8月18日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成27年8月28日から同年12月28日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年12月28日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競 争入札を実施する。

平成27年8月28日

憲

石川県知事 谷 本 正

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量 マシニングセンタ、数値制御旋盤 一式

- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月31日
- (4) 納入場所 石川県立金沢産業技術専門校
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争入札参加者資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成27年石川県告示第163号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成27年9月24日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒920-0352 金沢市観音堂町チ9番地 石川県立金沢産業技術専門校 電話番号 076-267-2221
- (2) 入札説明書の交付方法 (1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限

平成27年10月8日(木)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所 平成27年10月8日(木)午後2時 石川県立金沢産業技術専門校 合同教室
- 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった 者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Vertical Machining Center, Numerically Controlled Lathe 1set

(2) Delivery date

By 31 March 2016

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectual Kanazawa Vocational Institute for Industrial Technology

(4) Time limit of tender

0:00 p.m. 8 October 2015

(5) Contact point for the notice

Ishikawa Prefectual Kanazawa Vocational Institute for Industrial Technology

9 Kannondou-Machi-Chi Kanazawa 920 – 0352 Japan TEL 076 – 267 – 2221

平成27年度前期3級技能検定合格者公告

平成27年度前期3級技能検定(金属熱処理及び写真を除く。)に合格した者は、次のとおりである。

平成27年8月28日	\exists					
				石川県知事	谷 本 正	憲
園芸装飾						
室内園芸装飾作業						
A 甲 0 0 0 1	A甲0003	$A \not \equiv 0 \ 0 \ 0 \ 4$	A 甲 0 0 0 5	A甲0006	A甲0007	
A甲0008						
造園						
造園工事作業						
A 甲 0 0 0 2	A甲0003	$A \not \parallel 0 \ 0 \ 0 \ 4$	A 甲 0 0 0 5	A甲0007	A甲0008	
A甲0009	A甲0011	A甲0012	A 甲 0 0 1 3	A甲0014	A甲0015	
A甲0016	A甲0017	A甲0018	A 甲 0 0 1 9	A甲0020	A甲0021	
A 甲 0 0 2 2	A甲0023	A 甲 0 0 2 4	A 甲 0 0 2 5	A甲0026	A甲0027	
A甲0029						
機械加工						
普通旋盤作業						
A 甲 0 0 0 1	A甲0002	A 甲 0 0 0 3	A 甲 0 0 0 5	A甲0006	A甲0008	
A 甲 0 0 1 1	A甲0013	A 甲 0 0 1 4	A甲0020	A甲0021	A甲0022	

_	Ш	目	公	報
40	711	坛	Δ	¥₹

1級27 平 0 万	20 口 (並唯口)	74 /11	バ A +k		第 1 2 0 2 9 万 ———————————————————————————————————	
A甲0023	A甲0024	A甲0025	A甲0026	A甲0027	A甲0028	
A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0032	A甲0033	A甲0034	
A甲0035	A甲0036	A甲0037	A甲0038	A甲0039	A 甲 0 0 4 0	
A甲0041	A甲0042	A甲0043	A甲0045	A甲0046	A 甲 0 0 4 9	
A甲0050	A甲0051	A甲0052	A甲0053	A 甲 0 0 5 4	A 甲 0 0 5 5	
A甲0057	B 0 0 0 1	B 0 0 0 2	C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	
C 0 0 0 5						
数値制御旋盤作業						
A甲0001	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	A 甲 0 0 0 8	
A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012	A甲0014	A 甲 0 0 1 6	
C 0 0 0 1	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	C 0 0 0 5	C 0 0 0 6		
C 0 0 0 8	C 0 0 0 9	C 0 0 1 2	D 0 0 0 1			
フライス盤作業						
A甲0001	A甲0002	C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3		
マシニングセンタ						
A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0007	
	A甲0009	A甲0010	A甲0011			
·	A甲0015	B 0 0 0 1	, , ,	,	,	
仕上げ	,					
機械組立仕上げ作	業					
	A甲0004	C 0 0 0 1				
機械検査	,					
機械検査作業						
A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006	
A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012	
A甲0013	A甲0015	A甲0018	A甲0021	A 甲 0 0 2 2	A甲0025	
A 甲 0 0 2 7	A甲0028	A甲0029	A甲0030	A甲0031	A甲0032	
A甲0033	A甲0034	A甲0035	A甲0036	A甲0037	A 甲 0 0 3 8	
A甲0039	A甲0041	A甲0042	A甲0043	A甲0044	A 甲 0 0 4 5	
A甲0047	A甲0048	A甲0049	A甲0051	A甲0052	A甲0053	
A甲0054	A甲0055	A甲0056	A甲0057	A甲0058	A甲0059	
A甲0060	A甲0061	A甲0062	A甲0063	A甲0064	A甲0065	
A甲0066	A甲0067	A甲0068	A甲0069	A甲0070	A 甲 0 0 7 1	
A甲0072	A甲0073	A甲0074	A甲0075	A甲0076	A 甲 0 0 7 7	
A甲0078	A甲0079	A甲0080	A甲0081	A甲0082	A 甲 0 0 8 3	
A甲0084	A甲0085	A甲0087	A甲0088	A甲0089	A甲0090	
A甲0091	A甲0092	A甲0093	A甲0094	A甲0095	A甲0096	
A甲0097	A甲0098	A甲0099	B 0 0 0 1	B 0 0 0 2	В 0 0 0 3	
B 0 0 0 4	B 0 0 0 5	B 0 0 0 6	B 0 0 0 7	B 0 0 0 8	B 0 0 0 9	
B 0 0 1 0	B 0 0 1 6	B 0 0 1 7	B 0 0 1 8	B 0 0 1 9	B 0 0 2 0	
C 0 0 0 1	C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	C 0 0 0 4	C 0 0 0 6	C 0 0 0 7	
C 0 0 0 8	C 0 0 0 9					
電子機器組立て	-					
電子機器組立て作	業					
A甲0001	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012	
A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017	A甲0018	
A甲0020	A甲0022	A甲0023	A甲0027	A甲0028	A甲0029	
A甲0030	A甲0031	A甲0033	A甲0034	A甲0036	A甲0037	

A甲0040	A甲0041	A甲0042	A甲0043	A甲0044	A甲0045
A甲0046	A甲0047	A甲0049	A甲0050	A甲0055	A甲0056
A甲0057	A甲0058	A甲0059	A甲0060	A甲0062	A甲0063
A甲0064	A甲0066	A甲0067	A甲0068	A甲0069	A甲0070
A甲0071	B 0 0 0 1	B 0 0 0 4	B 0 0 0 5	B 0 0 0 6	C 0 0 0 1
C 0 0 0 2	C 0 0 0 3	D 0 0 0 1	D 0 0 0 2	D 0 0 0 3	
建築大工					
大工工事作業					
A甲0002	A甲0003	A甲0004			
化学分析					
化学分析作業					
A甲0001	A甲0002	A甲0006	B 0 0 0 1	B 0 0 0 2	
舞台機構調整					
音響機構調整作業					
A甲0001	A甲0003	A甲0006	A甲0007	A甲0008	
フラワー装飾					
フラワー装飾作業					
A甲0001	A甲0002	A甲0004	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0010	A甲0011	A甲0013	A甲0014	A 甲 0 0 1 5	A甲0017
A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0021	B 0 0 0 1	

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画 を次のとおり認可した。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	賃供按の割合室も延け7 土地	
氏名又は名称	住所	賃借権の設定等を受ける土地
農事組合法人 あぐりあさひ	能美郡川北町字朝日イ7	能美郡川北町字朝日ヲ49-3ほか14筆
中村 辰生	羽咋郡宝達志水町字小川ハ43	羽咋郡宝達志水町字小川壱110ほか7筆
株式会社 スギヨファーム	七尾市府中町員外11番2の2	鳳珠郡穴水町字鹿波ろ10ほか81筆

2 認可年月日

平成27年8月28日

第44回採石業務管理者試験公告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第44回採石業務管理者試験を次のとおり実施す る。

平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成27年10月9日 (金) 午前10時から正午まで

2 試験場

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎11階 1104会議室

3 出願に関する書類の受付期間

平成27年9月1日(火)から同年9月30日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、

郵送の場合は、同日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 出願に関する書類の提出先

各石川県土木総合事務所維持管理課又は各土木事務所維持管理課

5 その他

試験要領の請求その他詳細についての問合せ等は、石川県土木部河川課又は各石川県土木総合事務所維持管理課 若しくは各土木事務所維持管理課へすること。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。 平成27年8月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字中橋イ17番1、17番	道路	金沢市保古一丁目28番地
4から17番15まで及び20番4	河北郡津幡町字中橋イ17番1及び	白東宅建株式会社
	20番 4	

公安委員会

石川県公安委員会告示第105号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。 平成27年8月28日

石川県公安委員会

別表第1 (信号機の設置場所) 寺井警察署管内の表13の項を次のように改める。

13 大成町交差点	能美市大成町ト80番地先	\$47.3.20
	県道寺井停車場線と市道吉原高坂線との交差点	547.3.20

別表第1 (信号機の設置場所) 津幡警察署管内の表2及び119の項を次のように改める。

	2	太田南交差点	河北郡津幡町字太田チ35番地の2先 県道森本津幡線と主要地方道高松津幡線との交差点	S41.7.1
	110 東本田辛八国帝	かほく市内日角4丁目20番地先	H8.2.15	
119 育	青空児童公園前	市道2号線上	По.2.10	

別表第2 (一方通行の指定) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

10'	旧岩木木油解始	金沢市今町ワ10番地先から	約185	終日	市田	梅田町から二日
187	県道森本津幡線	金沢市今町ワ71番地先まで	メートル	於口	車両	市町に至る方向

別表第2 (一方通行の指定) 金沢東警察署管内の表80の項を次のように改める。

80	市道北安江1丁目線4号	金沢市北安江1丁目13番14号先から 金沢市北安江1丁目13番7号先まで	約20 メートル	終日		北安江2丁目か ら広岡1丁目に 至る方向	
----	-------------	---	-------------	----	--	----------------------------	--

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表717及び718の項を次のように改める。

717	市道1級幹線30 号長坂有松線	金沢市泉野出町1丁目14番13号先	泉野出町交差点方 向から泉野小学校 方向への左折	自動車及び 原動機付自 転車	7:00から 9:00まで (土曜日、日 曜日、休日を 除く。)
718	市道1級幹線30 号長坂有松線	金沢市泉野出町2丁目2番1号先	長坂方向から泉野 小学校方向への右 折	自動車及び 原動機付自 転車	7:00から 9:00まで (土曜日、日 曜日、休日を 除く。)

別表第4 (指定方向外進行禁止) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1 1041	市道森本13号四	金沢市今町ワ40番地先(地下道内)	月影町方向から梅	車両	終日
	坊町線	金/八甲字间 740番地元(地下坦內)	田町方向への左折	毕 們	水ぐ口
1042	市道森本13号四	金沢市今町ル137番地1先(地下道	忠縄町方向から梅	市正	♦ ₽ □
	坊町線 内)		田町方向への右折	車両	終日

別表第7 (歩行者用道路) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

98	市道泉野出町 1 丁目線12号	金沢市泉野出町1丁目14番5号先から 金沢市泉野出町1丁目14番13号先まで	約95 メートル	7:00から 9:00まで (土曜日、日 曜日、休日を 除く。)	自動車及び原動機付自 転車	
----	--------------------	---	-------------	--	------------------	--

別表第9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 羽咋警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	园类41F B.	羽咋市宇土野町い46番地1先から	∜ ⁄⁄⁄ □	約7,515
1	国道415号	羽咋市菅池町ホ4番地先まで	終日	メートル

別表第11 (最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

234	主要地方道金沢井波線	金沢市田島町イ95番地1先から 金沢市二俣町97番2先まで	約1,400 メートル	毎時50キロメートル	終日	車両(原動機付 自転車及びけん 引①②③を除 く。)
005	市道準幹線516	金沢市有松 3 丁目 5 番24号先から	約580	毎時30キロ	\$# II	車両(けん引③
235	号有松伏見台線	金沢市寺地1丁目31番11号先まで	メートル	メートル	終日	を除く。)

別表第11 (最高速度の指定) 小松警察署管内の表に次のように加える。

283	市道	ゾーン30 (1)小松市日末町い66番地1先 (2)小松市松崎町乙43番地1先 (3)小松市松崎町赤場1番地1先 (4)小松市村松町1番地先 (5)小松市日末町南1番地先 (1)から(5)までの場所を結び線に囲まれ	約2,580 メートル	毎時30キロメートル	終日	車両 (けん引③ を除く。)
		(5)小松市日末町南 1 番地先 (1)から(5)までの場所を結ぶ線に囲まれ				
		た区域内の道路				

284	市道	ゾーン30 (1)小松市二ツ梨町ク5番地1先 (2)小松市二ツ梨町97番地先 (3)小松市二ツ梨町カ167番地先 (4)小松市二ツ梨町ヨ8番地1先 (5)小松市二ツ梨町タ75番地先 (6)小松市二ツ梨町55番地先 (1)から(6)までの場所を結ぶ線に囲まれた区域内の道路	約2,080 メートル	毎時30キロメートル	終日	車両 (けん引③ を除く。)	
-----	----	--	----------------	------------	----	-------------------	--

別表第11 (最高速度の指定) 小松警察署管内の表15、107及び108の項を次のように改める。

15	県道潮津串線	小松市串町甲61番地先から 小松市串町チ1番地先まで	約600 メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。)
107	市道	小松市二ツ梨町カ167番地先から 小松市那谷町ル3番地先まで	約1,300 メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。)
108	市道	小松市矢田野町コ15番地先から 小松市二ツ梨町タ11番地1先まで	約660 メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。)

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表13の項を次のように改める。

		羽咋市福水町リ15番地先から	約5,780	毎時40キロ		車両(原動機付
1	3 国道415号	羽咋市菅池町ホ41番地先まで	ポリン,700	サウチリッ ロ	終日	自転車及びけん
		初門目 日 日 日 日 日 日 日 日 日				引②③を除く。)

別表第22(右折方法の指定)白山警察署管内の表に次のように加える。

					主要地方道松任宇
7	主要地方道松任 宇ノ気線	野々市市柳町195番 2 先(柳町中央交差点)	原動機付	終日	ノ気線を北進して
1			自転車		道路の中央に寄っ
					て右折 (小回り)

別表第11 小松警察署管内の表100の項を次のように改める。

別表第13 金沢中警察署管内の表95の項を次のように改める。

95 削 除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第212号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成27年8月28日

石川県選挙管理委員会

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	什	 表者	の氏	名	会計責任者の氏名			氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	
自由民主党石川県	佔	野	÷	D77	西	村	瑞	古	白山市宮保町1520番地	平成27年7月2日	
白山市第一支部	TF	到	14	昭	124	ጥህ	业而	恵	日田川呂休町1320街地	十败27年7月2日	
自由民主党石川県	抽	ı İ ı	[7久	LH1	T/s	ш	好	幸	四股士海井町227乗車	亚比97年7月16日	
白山市第二支部	伸	Щ	隆	也	砂	田	灯	羊	羽咋市酒井町お7番地	平成27年7月16日	

石川県選挙管理委員会告示第213号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年8月28日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	IΒ	異動年月日
自 由 民 主 党 石川県林材業支部	門村和永	代 表 者	門村和永	有 川 光 造	平成27年6月11日
		主たる事務	白山市横江町1124	白山市幸明町132	
 自由民主党松任支部	岡本克行	所の所在地	- 1	- 1	平成27年6月20日
日田以工尤仏正文印		代 表 者	岡 本 克 行	吉 﨑 吉 規	1 成27年 0 月 20日
		会計責任者	吉 本 史 宏	石 田 正 昭	
自 由 民 主 党	中川博義	代 表 者	中川博義	中山修一	平成27年6月26日
石川県ときわ会支部	中川	八女有	中川博義	中山修一	十八八十 0 月 20日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	IΗ	異動年月日
谷本正憲林材界後援会	門村和永	代 表 者	門 村 和 永	有 川 光 造	平成27年6月11日
日本弁護士政治連盟 石 川 県 支 部	山崎正美	代 表 者	山 崎 正 美	今 井 覚	平成27年7月4日

石川県選挙管理委員会告示214号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年8月28日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

Ī	攻 治	団(本 の	名	称	代表者の氏名	解 散 年 月 日
本	明	勝	後	援	会	本 明 勝	平成26年12月31日
林	上	司	後	援	会	今 田 照 雄	平成27年6月30日
子育	て・福祉・	みらいを	を示す!示	対あつ	しの会	示 村 敦 司	平成27年7月16日
岩	井 礼	二を	はげ	まっ	会 会	今 井 信 行	平成27年7月24日

石川県選挙管理委員会告示215号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成27年8月28日

石川県選挙管理委員会

(法第19条第3項第2号による届出)

資金管理団体の届出	資金管理団体の名称	資金管理団体で					
をした者の氏名		頁 壶 1	1 理	引体()	石 仦		なくなった年月日
本 明 勝	本	明	勝	後	援	会	平成26年12月31日